

第七期東京都障害者施策推進協議会  
(第5回専門部会)

平成26年12月16日

福祉保健局

(午後7時00分 開会)

○松矢部会長 それでは、定刻になりましたので、東京都障害者施策推進協議会の第5回専門部会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

まず、事務局から各委員の出席状況の報告及び資料の確認等をお願いいたします。

○小川課長 本日はお忙しい中、委員の皆様にはご出席を賜りましてまことにありがとうございます。ございます。

本日は、水野委員、中西委員、笹生委員からご欠席のご連絡をいただいております。今現在、小倉委員、山下委員は遅れて来られるという状況でございます。

座らせていただきます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。まず、資料1、東京都障害者施策推進協議会専門部会委員名簿。資料2、東京都障害者施策推進協議会書記名簿。資料3、東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画の策定に向けて(素案)。資料4、東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の概要。資料5、東京都福祉のまちづくり推進計画について。資料6、東京都子供・子育て支援事業支援計画(仮称)の策定。資料7、都立知的障害特別支援学校高等部の職業教育・就労支援の充実について。資料8、災害時要配慮者対策について。

あと、委員提出資料といたしまして、安部井委員、中西委員、橋本委員、矢野委員、あと、今日、席上配付になってしまいましたが、笹川委員からご意見をいただいております。あと、参考資料といたしまして、平成25年度都内における障害者虐待の状況についてをおつけしております。

なお、本専門部会は、資料、議事録とも原則公開とさせていただきます。本日は、一般の傍聴者の方もお見えになっておりますので、あらかじめご承知おき願いたいと思います。

事務局からは以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。本日は、議題として一つ目に、東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画の策定に向けて(素案)について、議題の二つ目に、障害福祉以外の分野についてとなっております。それぞれの関連資料が配付されています。

まず、事務局から各議題について、資料説明をお願いいたします。

○小川課長 それでは、資料3、今回の素案についてご説明を申し上げます。

前回、東京都障害福祉計画の成果目標の考え方を区市町村にお伝えするための東京都の考え方(案)をお示しいたしましたが、本日の資料は、委員の皆様からいただいたご意見や都の施策の実施状況等も踏まえまして加筆し、協議会の提言の形に近づけた形で、素案とさせていただきます。

本日は、二つ目の議題のほうで、この後、障害福祉以外の分野についてもご審議をい

ただきますので、この素案には、障害福祉以外の部分については項目のみの記載となっております。（仮）で未作成という表示になっている部分でございます。

1 枚目と2 枚目は、目次になっております。前回お示しした障害者計画の課題のイメージに沿った構成となっております。

目次に続きまして、1 ページ目は、「はじめに」として、障害者権利条約や条約批准に先立つ国内法令整備の経過など、次期計画策定の背景となる障害者施策における大きな動きについて、記載をしております。

3 ページ目は、基本理念になります。「はじめに」で掲げました障害者基本法や総合支援法、差別解消法、雇用促進法等の理念について、加筆をさせていただいています。それらの法の理念やこれまで東京都が進めてきた施策の理念のもと、三つの基本理念は維持していくことが書かれております。また、三つの施策目標のうち、施策目標の2につきましては、前回のご意見を受けまして、社会で生きる力を高める支援の充実としての充実の部分を追加させていただいております。

2 ページめくっていただいて、6 から7 ページのあたりに、障害福祉サービス等の提供体制に係る基本的な考え方やサービスの必要見込量、見込量を確保するための方策について、おおむね前回にお示ししました都の考え方と同様の内容で書かせていただいております。

8 ページの相談支援体制の整備につきましても、ほぼ前回同様の内容でございます。

9 ページは、国の障害者基本計画に差別の解消及び権利擁護の推進が新たに加わったことなども踏まえまして、虐待防止と権利擁護について、前回よりも加筆をしております。なお、ここに記載しております25年度の障害者虐待の件数や対応状況の詳細については、参考資料として添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

10 ページには、サービスの質の確保・向上について、追記させていただきました。また、同じく10 ページの地域生活支援事業等については、おおむね前回同様の内容となっております。

11 ページの第3におきましては、地域移行に関する成果目標等についての記載となっております。福祉施設からの地域移行の考え方は、都の基本的考え方（案）でお示ししたとおり、国基本指針に即した12%の移行を目指すこと、未達成割合を上乗せすることについては、都の実情を踏まえるべきこと、目標達成のための取り組み等が書かれてございます。

13 ページの入所施設の定員に関する考え方も、前回と同様に、現行の計画の目標を継続することを記載しております。

14 ページは、入院中の精神障害者の地域移行に関する成果目標についてです。前回のものに、精神保健福祉法の改正等についても加筆させていただいています。

また、15 ページの地域移行に関する成果目標も、前回お示ししているとおおり、国の

指針どおりの内容を掲げることにしてございます。

16ページの目標達成のための方策ですが、長期在院者の退院支援の取り組みと長期在院者をつくらない取り組みの必要性について、書いてございます。同じく16ページの一般住宅への移行支援につきましては、今後、記載していく予定でございます。同じく16ページの地域生活支援拠点等の整備につきましても、前回の記載内容と同様となっておりますが、17ページの四つ目の丸のところ、前회のご意見を踏まえまして、「重度の障害者が地域での生活を継続できるよう」という文章を追記してございます。目標としましては、国の基本指針を基本として設定しつつ、国の動向等も踏まえて、必要な支援等を検討することとしております。

17ページの第4、保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細やかな対応は、前回よりも各項目について詳しく書き込んでございます。1は精神障害者についてでございますが、後の議題で取り上げる東京都保健医療計画の内容も踏まえた連携の取り組みの必要性等について、記載しています。2は重症心身障害児者についてでございますが、医療的ケアが必要な重症心身障害児者に対する地域における専門的支援の提供体制の整備や通所サービスやショートステイ等への受け入れや支援の充実について書かれております。3は発達障害児者、4は高次脳機能障害者について、地域の支援体制の充実の必要性について記載してございます。5は難病患者への支援について、今回新たに追記してございます。これまでのご意見も踏まえまして、難病患者の特有の課題や在宅療養支援の充実の必要性、障害福祉サービスに関する制度周知の必要性についても記載してございます。

20ページに、項目だけでございますが記載しております安全・安心の確保につきましては、次の課題としてご説明する災害時の支援などを中心とした記載になろうかと思っております。

21ページは障害児支援の充実で、23ページまではほぼ前回と同じ内容でございますが、わかりやすい表現にするために加筆等を加えてございます。

23ページに項目のみ記載しております第2、児童・生徒一人一人に応じた教育の推進、第3、職業的自立に向けた職業教育の充実につきましては、教育部門における取り組みについて記載していく予定でございます。

24ページは、就労支援についてでございます。これまでの取り組みの状況については、これまでのご意見等を踏まえて、就労支援事業所の支援力の向上や法定雇用率の算定基礎に追加されることを踏まえた精神障害者の就労支援の充実の必要性等について、加筆してございます。成果目標につきましては、福祉施設から一般就労への移行者を2倍にすること、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を5割以上にすることについては、国の基本指針に即して設定すること、また、都の独自の目標について、区市町村障害者就労支援事業所利用による一般就労者数を掲げることが記載しております。

25ページの目標達成のための方策としまして、関係機関の連携による支援の充実や

区市町村障害者就労支援事業の推進、就労支援事業所等の職員の人材養成、チャレンジ雇用の必要性について、記載してございます。

27ページの障害者の雇用促進に向けた企業への支援につきましては、今後、記載してまいります。同じく27ページには、福祉施設における就労支援の充実強化といたしまして、工賃向上への支援の必要性等について、前回よりも詳細に記載してございます。

29ページのバリアフリー社会の実現につきましては、次の議題でご説明いたします福祉のまちづくり推進計画などを中心とした内容となる予定でございます。また、差別解消法や障害者スポーツなども、この項目の中に含んでいく予定でございます。

30ページには、サービスを担う人材の養成・確保でございます。これまでのご意見等も踏まえまして、研修の取り組みだけでなく、福祉人材を取り巻く状況や人材確保策の必要性等について、加筆しております。また、報酬における処遇改善の仕組みの改善やさらなる財源措置の必要性と国への提案要求について、追記をさせていただきました。

雑駁ですが、議題1に関する事務局の説明は以上になります。

引き続きまして、二つ目の議題になります障害福祉以外の分野に関して、関連する事業や計画について、資料の順番に沿ってご説明を申し上げます。

まず、資料4につきましては、医療政策部さんからお願いしたいと思っております。

○新倉課長 福祉保健局医療政策部で、私は地域医療担当課長をしております新倉と申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

お手元配付、資料4、A3の資料でございます、ホッチキスどめしてある資料ですが、そちらをごらんいただきたいと思っております。東京都保健医療計画、左上に平成25年3月改定とございます。この計画は、おおむね5年ごとに改定を行っておりまして、直近では25年の3月に改定をしたものとなっております。

左の上に計画の性格とございます。丸の一つ目ですが、東京都保健医療計画、こちらは医療法に定めます医療計画、これを含むものであり、かつ、東京都の保健医療に関しまして、施策の方向性を明らかにする基本的かつ総合的な計画として策定をしているものでございます。さまざま保健医療計画と合わせて、高齢の計画、障害計画、がんの計画、健康推進プラン、さまざま分野別の計画とも整合性を図りながら、策定をしております。

その下、計画の期間ですが、先ほど5年ごとの改定と申しましたが、平成25年からの期間となっております。29年度までの5年間を計画期間としてございます。

計画の理念といたしまして、そちらに大きく丸で二つ記載してございます。一つ目の丸でございますが、患者中心の医療の実現に向け、今後見込まれる超高齢社会、これを見据えたより効率的で質の高い医療体制の構築、また、急性期から回復期、そして在宅療養に至る医療サービスを地域ごとに切れ目なく確保していくということを掲げてございます。

その下、保健医療圏と基準病床数とございます。計画を推進していくに当たりまして、

三つの医療圏の考え方を設定をしてございます。一次医療圏、二次保健医療圏、三次保健医療圏となっております。一次保健医療圏は、そちらの記載のあるとおり、各それぞれの区市町村をそれぞれを一つの区域とする医療圏としてございます。そして、二次保健医療圏、こちらは複数の区市町村を一つのグループにしまして、都内、島嶼地域を含めまして、13の圏域を設定してございます。この二次保健医療圏は、一般の入院医療に対応する圏域ということで、基本的には、この二次保健医療圏の中で、一般の入院医療については、整備を進めていくというような単位となっております。そして、三次保健医療圏は、東京都の全域を対象とする圏域でございます。

その下に、基準病床数とございます。いわゆる病院の病床規制の部分でございます。四角の中、左が療養病床及び一般病床、こちらはそれぞれ二次保健医療圏ごとに基準病床数が定められてございます。そして、この中の右側に、精神病床、結核病床、感染症病床とございます。これらは、それぞれ三次保健医療圏単位、東京都を一つの圏域として、基準病床数が設定されております。

今回、25年の3月の改定におきましては、大きくポイントとしては、3点ございました。資料右側にございますとおり、精神疾患医療、そして、二つ目が災害医療、3点目が在宅療養の取り組みでございます。資料右側、一番上ですけれども、精神疾患医療です。そちらの丸にございますとおり、近年の患者数の急増に合わせまして、医療計画に定める疾病として、新たにこの改定のタイミングで追加をされました。従来、保健医療計画は、疾病でいうと、4疾病というものがあつたんです。がん、そして脳卒中、そして急性心筋梗塞、糖尿病、この4疾病について、それぞれの医療連携体制を構築するということが、医療法での規定がございました。この四つの疾病の中に、この改定のタイミングで、精神疾患も加わったこととなります。これが一つの大きなポイントとなっております。

そして、真ん中、災害医療の取り組みでございます。東日本大震災でのさまざまな対応などを踏まえて、今回のこの改定の中で、新たな取り組みの充実を図るということで、盛り込んでございます。

そして、右下、在宅療養の取り組みです。こちらも、今後の高齢者数の増加、これらに対応した在宅療養体制の整備ということで、一つの大きな重点項目となって、今回の改定でもさまざまな新たな施策も含めて、盛り込んだところでございます。

この資料4、2枚目以降は、計画のそれぞれの内容をそれぞれ抜粋、本当の概要でございますが、記載したものでございます。第1部の総論、そして、第2部からは各論ということで、先ほどの改定のポイントでも三つ出た取り組みも、この中に含まれてございます。その次のページには、さらにその他の取り組みといたしまして、保健の取り組み、そして健康危機管理体制の充実、こうしたことについて、幅広く計画には記載がでございます。

冒頭申しましたとおり、東京の保健医療に関しまして、施策の方向を明らかにする基

本計画という位置づけがございますので、かなり取り組みとしては幅広く盛り込んでありますけれども、主なところは、先ほどの疾病、5疾病、そして救急医療を初めとした5事業の取り組みを中心に、計画のほうは策定をしております。

簡単ではございますが、保健医療計画の説明は以上でございます。

○小川課長 ありがとうございます。

では、引き続き、生活福祉部よりご説明いたします。

○森田課長 福祉保健局生活福祉部、福祉のまちづくり担当課長をやっています森田と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、東京都におけますバリアフリーですとかユニバーサルデザインに関する取り組みといたしまして、福祉のまちづくり推進計画というものを現在、定めておりますので、その内容についてご説明をさせていただきます。

計画の概要を説明する前になんですけれども、この資料5の上のところでございます、現在の福祉のまちづくりの現状でございますけれども、ハード面の整備につきましては、数字だけでございますけれども、全国を上回っているという状況で、着実に進展をしているという状況でございます。さらなる取り組みももちろん必要だというふうには認識しております。

一方なんですけれども、情報のバリアフリーですとか思いやりの心の醸成、いわゆる心のバリアフリーですけれども、こういったソフト面での取り組みについては、引き続き充実が必要であるということでございます。そのあたりを数値的にあらわしたものが、その下のグラフになってございます。まず、左のほう、公共交通のバリアフリー化の進捗状況ということで、鉄道駅のバリアフリー化でございますけれども、例として、エレベーター等による段差解消を一番上に記載してございます。グラフがちょっと見づらくて恐縮なんですけど、上が都の整備率になっておりまして、エレベーターにつきましては88.7%、その下が全国の整備率になっておりますけれども、全国では81.8%、数値的に上回っている状況でございます。同様に、多機能トイレにつきましても、92.6%の都の整備に対しまして、全国は79.1%と。ホームドアにつきましても、ちょっと全国の比較する数字がないという状況でございます。車両のバリアフリー化ですが、ノンステップバスの導入ですけれども、都については9割近く、88.4%の整備率に対しまして、全国は41%ということで、この辺につきましても、大分、全国に先駆けて進んでいるという状況でございます。

一方でなんですけれども、右側のところで、福祉保健基礎調査の状況を載せてございます。まち中の情報提供についてというところで、これは右側のほうで、余り整備されていないというのが23.8%、整備されていないのが2.7%、合わせますと、3割弱の方が情報提供について余り整備されていないんじゃないかという認識をされているというところでございます。それから、外出時に困っている人を見かけたときの行動というところで、これも右側のほうになりますけれども、話しかけられたり、声をかけ

たりしたが、手助けまでには至らなかったという方が17%、それから、何もしなかったという方が15%。これも合わせると、3割強という形になりますけれども、こういったまだまだちょっと取り組みが、特にソフト面については必要だというふうに認識をさせていただきます。

こういった状況を踏まえまして、福祉のまちづくり推進計画というものを現在定めております。位置づけといたしましては、福祉のまちづくり条例というものがございます。この条例に基づきます総合的な計画でございます。策定の経緯といたしましては、東京都の福祉のまちづくり推進協議会というものがございますので、その中で、24年から25年にかけて、議論をさせていただき、意見具申をいただいたというところでございます。計画期間といたしましては、平成26年度から30年度までの5カ年計画になっております。目指すべき方向といたしましては、2点ございまして、高齢者、障害者等、全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりを進めていくということが1点目です。それから、2点目といたしまして、オリンピック・パラリンピック大会の開催が決まりましたので、大会開催も見据えまして、ユニバーサルデザイン先進都市東京の実現に向けまして、一層の施策の充実に努めるということとしております。

計画事業といたしましては、東京都全体で、事業として102事業を盛り込んだ計画になってございます。計画の視点といたしまして、五つ大きな視点を出しております。1点目が、円滑な移動、施設利用のためのバリアフリー化、これはいわゆるハード面のバリアフリー化になります。右側のほうに、具体的な例として挙げておりますけれども、鉄道駅のエレベーター、ホームドアですとか、民間建築物や道路、その他、いわゆるハード系のバリアフリーについては、ここで記載をさせていただきます。

それから、2点目が住宅でございます。バリアフリー住宅の整備ということで、こちらも公営住宅だけでなく、民間住宅の整備についても記載させていただきます。

それから、3点目、こちらが先ほど申し上げましたソフト面の取り組みといたしまして、情報バリアフリーの充実でございます。障害特性に応じた多様な手段での情報提供体制の整備等々、この中でうたっているところでございます。

それから、4点目で、災害時・緊急時の備えというところで、災害時の要配慮者支援体制の整備ですとか、そういったものについて、こちらで記載をさせていただきます。

最後に、5点目で、心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化といたしまして、施設設備の適正利用、例えば、障害者用の駐車区画、そういったところの適正利用ですとか、店舗等における接遇、それから、障害者の理解促進等に向けた普及啓発の充実、それから、思いやりの心を醸成するための今、小中学校などで始まっておりますけれども、ユニバーサルデザイン教育、こういったものの推進ですとか、そういったものをこの中で記載させていただきます。

資料をもう1枚つけております。2枚目ですけれども、こちらはちょっと長い資料で



恐縮ですけれども、福祉のまちづくり推進協議会でこれまで議論した内容について、まとめさせていただきます。ちょっと詳細は省略いたしますが、今現在、一番下のところをごらんいただければと思うんですけれども、第10期の推進協議会が立ち上がっているところでございます。先ほどちょっと冒頭に申し上げましたが、ハード面については、ある程度整備が進んでいるところではございますが、ソフト面について充実が必要ということで、今期につきましては、情報バリアフリーの充実と心のバリアフリーの推進という、この2点につきまして、審議を今、開始したばかりでございます。来年にかけて、この辺のところについて議論をいたしまして、最終的には意見具申をいただくという予定で、今のところ進んでおります。

説明については、以上でございます。

○小川課長 ありがとうございます。

資料6から8につきましては、私のほうからご説明申し上げます。

まず、おわびでございますが、昨日の選挙の影響で、急遽、都議会の日程が当初よりも後ろ倒しになりまして、このスケジュールとかぶってしまいました。明日が代表質問、明後日が一般質問ということで、非常に厳しい状況になっております。それに合わせまして、本日、出席予定でございました教育庁並びに少子社会対策部の所管課長のほうが出席ができなくなったということでございます。皆様には深くおわびを申し上げたいと思います。両所管の資料につきましては、まことに僭越でございますが、私がかわってご説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料6でございます。東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）の策定でございます。現在、来年4月に本格施行する子ども・子育て支援新制度について、東京都子供・子育て支援会議の委員の皆さんにご審議をいただきながら、年度内に東京都子供・子育て支援事業支援計画を策定すべく、準備を進めているところでございます。

計画の概要について、ご説明をいたします。まず、左上、計画策定のポイントでございます。本計画は、幼児教育、保育にまたがる初めての計画となります。また、目下、大きな課題となっております待機児童の解消について、具体的な目標年次を設定して、潜在ニーズを含む需給ギャップを解消していくということを盛り込むこととなっております。また、保育サービスの量的拡充だけでなく、サービスの質の向上も重要であるということで、こちらに掲げている人材の確保、資質の向上なども含めて、計画をつくってまいります。

現在のこの関連の計画として、その下、次世代育成支援対策推進法に基づく東京都行動計画を定めており、本年度がその計画の最終年度となっております。一方、平成24年に子ども・子育て支援法が成立した際、この地域行動計画の策定については任意とされたのですが、一方で、本年4月に次世代育成支援対策推進法が延長されたことから、都としては、子供・子育て支援事業支援計画を次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画としても位置づけ、一体的に策定するというところで進めさせていただいております。

ます。

資料の右側になります。現在策定中の支援事業支援計画の概要について、ご説明をいたします。まず、計画の性格は、主に産前・乳幼児期から学童期までを対象とした子供・子育てに関する総合計画ということで、今、申し上げましたとおり、次世代法に基づく地域行動計画を兼ねるものでございます。計画期間は、平成27年度から31年度までの5年間です。先ほど紹介いたしましたとおり、東京都子供・子育て会議でご審議いただいているほか、庁内では関係局による横断組織として、子供・子育て推進本部を設けて、検討を進めているところです。

計画の内容については、子ども・子育て支援法に基づく基本指針と次世代法に基づく行動計画策定指針を踏まえて、下に書いてあるような必須記載事項、任意記載事項など、幅広く盛り込んでいく予定でございます。

一番下の部分は、本計画と他の計画との関係を整理したものです。本協議会で議論されております東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画を初めとする計画との調和を図るほか、全庁計画として、年内に策定予定の東京都長期ビジョンとの整合を図って策定してまいりたいと考えております。

資料6は以上です。

続きまして、資料7をごらんください。都立知的障害特別支援学校高等部の職業教育・就労支援の充実についてとなっております。教育庁では、平成22年11月に策定した東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、多様な施策を展開しておりますが、本日は、知的障害特別支援学校高等部における職業教育・就労支援の充実について、ご説明を申し上げます。

上段の左側でございますが、障害児教育に係る経緯が記載してあり、今年度4月1日現在、都立の特別支援学校は56校、障害種別の在籍児童・生徒の割合は、円グラフにございますとおり、圧倒的に知的障害児が多く、約4分の3を占めている状況でございます。

上段の右側は、東京都特別支援教育推進計画の策定からの流れを年表形式で記載しております。資料の中ほど、左の枠、現状・課題のところに移らせていただきます。先ほど申し上げたとおり、都立特別支援学校在籍児童・生徒は知的障害児が多く、第三次実施計画発表時現在で、都立知的障害特別支援学校高等部在籍者の70%は、公立中学校から進学してくる障害の程度が比較的軽度の生徒で占められております。このため、都教育委員会では、知的障害が軽い生徒を対象とした生徒全員の就労実現を目指した就業技術科を設置するなどの対応をしてまいりました。

資料の真ん中、これまでの取組状況にあるとおり、平成19年度に永福学園に就業技術科を設置してから現在まで、4校になっておりますが、応募の倍率をご覧いただくとおり、就業技術科のニーズの高さがご理解いただけるかと思っております。

また、下の段、特別支援学校における取組にも記載がありますが、就業技術科だけで

なく、都立知的障害特別支援学校高等部普通科に在籍する生徒の就労支援をするために、例えば、民間委託による実習先・就労先の新規開拓を実施し、実習先・就労先企業の拡大、実習機会の確保を実施したり、民間企業において、障害者雇用に精通している方を就労支援アドバイザー等として委嘱し、企業就労等に向けた進路指導の充実、支援を行っております。さらに、受け入れ企業側の障害者への理解及び障害者雇用促進のため、東京労働局や産業労働局等と連携した企業向けセミナー等も実施してございます。

左側の枠になります。現状と課題に戻りますけれども、これらの取組により、就業技術科での企業就労率はおおむね90%を超えております。22年度が88.2%となっているのは、東日本大震災の影響という部分でございます。一方で、普通科の企業就労率は33%前後で推移しております。普通科に在籍する生徒の中には、中軽度の生徒もおり、企業就労の可能性のある生徒がまだ在籍しているため、これらの生徒の職業教育を進めていく必要があるという課題がございます。

このため、一番右側の今後の方向性の枠内でございますが、都教育委員会では、今後、障害の程度に応じた重層的な職業教育体制の整備を図っていく予定でございます。具体的には、就業技術科については、これまで4校設置しておりますが、来年4月に葛飾区に水元小合学園の開校により、5校が全てそろふこととなります。また、就業技術科での実績を踏まえ、生徒の職業的自立を一層進めるため、高等部普通科に在籍する軽度から中度の生徒を対象に、障害の程度に応じた職業教育を実施し、就労実現を目指していく職能開発科を10校程度設置してまいります。

資料7のご説明につきましては、以上でございます。

続きまして、資料8でございます。災害時要配慮者対策についてでございます。

まず1枚目は、災害時の要配慮者対策に関する災害対策基本法の改正を中心に、これまでの都の取り組みと国の動き、都と区市町村の役割についてまとめた資料となります。東京都の防災対策につきましては、平成23年3月の東日本大震災を踏まえて、平成24年11月に東京都地域防災計画、震災・風水害・原子力災害編を修正し、また、被害想定の見直しや平成25年10月の大島での災害の教訓等を踏まえて、平成26年7月に東京都地域防災計画、震災・風水害編を再度修正いたしました。

そうした中、資料の上段の枠内ですが、災害時の要配慮者対策の実施主体である区市町村を支援する取り組みとして、これまでも災害時要援護者への災害対策推進のための指針、災害時要援護者防災行動マニュアル作成のための指針を策定し、区市町村の職員を対象とした研修を実施してまいりました。また、平成25年に災害対策基本法が改正され、平成26年4月から避難行動要支援者名簿の策定が区市町村長に義務づけされました。それに伴い、内閣府が避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を作成し、地域防災計画、避難支援プラン全体計画に定める事項が整理されて出されました。

その事項につきましては、左下の枠内に記載してございます。各地域の支援の全体的な考え方を示す避難支援プラン全体計画に定める事項には、避難行動要支援者名簿に掲載

する者の範囲や名簿作成に必要な個人の情報及びその入手方法、避難場所、避難場所までの避難路の整備、輸送方法などが挙げられてございます。これらを受けまして、中段の右の欄になりますが、区市町村は名簿の作成や個人情報への配慮、全体計画の作成、避難者や避難先など、災害時要配慮者一人一人に対応した個別計画の策定などを行って、地域対応力の強化を図り、都は引き続き区市町村を後押ししてまいります。

2枚目のほうをごらんください。こちらは、東京都地域防災計画（震災編）の概要版、平成24年度版になります。現在も考え方については、基本は変更ございません。都としては、自助、共助、公助の取り組みを進めてまいります。

右側のほうに、具体的な取り組みについて書いてございます。三つ目、四つ目の丸になりますが、地域の関係機関と連携して、消防職員等が要配慮者宅を訪問し、防火防災診断等を通じて、要配慮者の居住環境の安全化を図り、区市町村が整備する緊急通報システムや火災安全システム等を活用して、要配慮者の情報収集及び安全確認を行ってまいります。

五つ目の丸は、社会福祉施設等の耐震化でございます。社会福祉施設等につきましては、二次避難所、福祉避難所に指定された場合、災害時における一般の避難所では生活が困難な障害者等、要配慮者の受け入れ場所としても役割を果たすことから、引き続き耐震化を推進します。また、ここには記載してございませんが、平成25年12月に消防法施行令の一部が改正され、社会福祉施設等のスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が強化されております。これらを踏まえて、社会福祉施設の安全確保のための取り組みを確実に推進していく必要があります。都はグループホームのスプリンクラー設置などの防災対策に取り組む区市町村を支援してまいります。また、帰宅困難者対策も、要配慮者の視点を踏まえた対応について普及啓発を図り、大規模集客施設、駅、一時滞在施設等において、避難誘導や情報提供、受け入れ態勢の整備を行います。

今後、都といたしましては、名簿情報等の共有、管理、活用方法について、区市町村や関係機関と連携し、情報共有を行えるような地域の協力体制づくりを推進するとともに、防災訓練等を通じて、関係行政機関、障害者団体の皆さん、自主防災組織、町内会・自治会等の連携による地域住民が一体となった協力体制づくりを積極的に推進し、地域の総合的な防災力の強化を図ってまいりたいと考えております。

資料の説明につきまして、事務局からは以上でございます。

○松矢部会長 どうもありがとうございました。

きょうの二つ目の議題であります、障害福祉以外の分野についての資料に基づく説明を今お願いしたところでございます。これから、各委員からも資料が提出されていきますので、説明をお願いしたいと思います。安部井委員、橋本委員、矢野委員、笹川委員、20時5分までというふうに時間を一応とっておりますので、各委員、5分間ぐらい意見説明をしていただきまして、これはきょうの議題の1のほうの素案にかかわるような内容でもありますので、ここから45分間ですけど、各委員の資料説明から素案の議論

に入っているんだというような認識で進めていただきたいと思います。

それでは、まず、安部井委員からお願いいたします。

○安部井委員 東京都重症心身障害児（者）を守る会の安部井でございます。

素案にも重症児者へのご配慮を賜りまして、心から感謝申し上げます。

安全・安心の確保の観点からなんですけれども、在宅で人工呼吸器を使用している者が多数おります。既に難病患者さんのほうには、そういう整備事業がありますけれども、難病患者さんだけでなく、人工呼吸器を使って、在宅で生活をしている重症心身障害児者にも、難病の方たちと同様に非常電源が貸与されるようにご配慮されることを願っております。また、災害時における要配慮者への支援、二次避難所、福祉避難所への整備については、都が後押しされることを願っております。

2点目ですが、生涯学習の観点からなんですけれども、障害者の権利に関する条約の第24条で、生涯教育の重要性についても触れられております。どんなに障害が重くても、重症児者は幾つになっても伸びる可能性を秘めております。ですので、障害者の社会参加、スポーツ、創作活動などもありますけれども、障害が重くて、通所日数も限られている、また在宅でいる時間も長いという、そういう者へも生涯学習の視点から支援をぜひお願いしたいと思います。現状では、皆無に等しい状況であると思っております。本人主体の支援として、生涯学習の機会とその場が望まれていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。生涯学習のコメントは、実際に私は専門でもあるんですが、障害者基本法にもその生涯学習のキーワードが抜けております。そして、生活支援のほうにも、スポーツ、レクリエーション、文化活動等がありますが、生涯学習というキーワードは抜けています。少し障害者権利条約との関係では問題だろうというふうに私自身思っておりますので、つけ加えておきたいと思っております。

それでは、橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員 すみません、ゆうあい会の橋本です。

本当は、前回いただいた資料について、私たちなりに質問状といいますか、言葉で提出させていただきましたけれども、いっぱいあるので、きょうは、一番やっぱり项目的なもので、前回もお話をさせていただきましたけれども、サービス提供のことについては、これはこれから自分たちに必要なことなのに、まだまだわかっていないと。これについては、やっぱり東京都からそれらしい冊子を出していただきたい。そして、その中で、まだまだ足りない、知らないということでは、もう通用しないんだということもわからなくてはいけないということも含めて、サービス提供については、そういうものをお出しいただきたい、お示しいただきたいと思っております。

ほかもいっぱい質問状がございますけれども、まず、この項目から私たちは入りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○松矢部会長 まだ時間はありますよ。どうぞ。次の点、サービス提供については、パンフレット等を通じてわかりやすく提起していただきたいということですね。そういう施策が欲しいと。そのほかもどうぞ。

○橋本委員 それでは、2ページ目の3番目ですけれども、やっぱり一般就労というのが私たちの目標であると。なかなかそこへたどり着くのに時間もかかると。そして、せっかく就労できたんですけど、やっぱりまだいろんな問題点があるということも、何かにつけてお話をさせていただいていると思うんですけども、なかなかそこがうまくできないと。そして、やっぱり企業の方たちのご理解といいますか、そういう人間がいるというのが皆さんの中で気になってしまうということもあるのかなというふうに、私どもの仲間の話を聞いていても、そういう言葉が出てきてしまうということも含めて、せっかく就労できたんだから、一般就労できたんだから、そこに進めれば一番いいんですけど、なかなかそこがうまくできないという、そこがまだ、進められるようなご理解もいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○松矢部会長 2ページの②のところのパラグラフですね。一般就労についての意見提言があります。こういった、安心して企業就労に向かえるように、また、企業就労しても安心して働けるようにというような内容のものになっていると思います。ジョブコーチの活用も書いてありますので、ひとつごらんください。

よろしいですか。

○橋本委員 はい。ありがとうございます。

○松矢部会長 それでは、矢野委員、お願いいたします。

○矢野委員 知的障害者育成会の矢野です。

本来でしたら、前回に、この基本理念については発言すればよかったかなと思うんですが、帰ってからもう一度読んで疑問に思いましたので、書かせていただきました。基本理念Ⅱと基本理念Ⅲのところ、働くということが入っております、これはどういうことかなと思ひまして、私なりに考えたら、基本理念Ⅱのところ、企業、公的機関で働くということに力を入れるというふうなことかなと思ひましたので、基本理念のⅡのところ、やはり働くというのを、一般企業及び公的機関で働く機会を拡大する、そして働き続けるために何が必要か、合理的配慮とここでは書きましたけれども、それを基本理念に入れていただくことはできないかなと思ひて書きました。

基本理念Ⅲのところにつきましては、ここでは、学校、職場、地域の中でと書いてあるんですが、ここで一般の職場で働けることが、ともに暮らす地域社会の実現というわけではないだろうということで、また、児童についても書き入れることになったことから、地域で育ち、学び、働き、そして、先ほども意見がございましたけれども、生涯学習ということで、楽しみ、そして暮らすことというふうなことを入れていただくのはどうかと思ひて、提案でございます。

それから、障害者計画の策定に向けてのところは、これまでも皆さんいろんなご意見

がありましたし、私もいろいろ発言させていただいたんですけれども、もう一度伝えておきたいと思うことと、伝え切れなかった、伝えることができていなかったことについて、書かせていただいております。

グループホーム併設とか単独型のショートステイが、大変不足しております。でも、ここでの支援というのは、本当になれていない方がいらっしゃるわけですから、職員の方もそれなりの技術が必要ですし、キャリアのある方にぜひしていただきたいとなると、今の運営費ではなかなか難しいという話が聞こえておりますので、家賃助成だとか運営費の上乗せというようなものを考えていただきたいと思っております。

それから、親が一番不安なのは、家族に何かあったとき、自分に何かあったときに、じゃあ、その子を、本人をどこで見てもらうかという緊急の場合でございますので、それについても明確に制度ができれば、安心でございます。

それから、課題3というところに書いてありますのは、知的障害の人とか精神障害の人がひとり暮らしをしたいといっても、実際、アパートはなかなか借りられないことが多いですので、そのことも書かせていただきました。

それから、課題5というところには、災害時の障害者支援ですけれども、今、見させていただいて、また、いろんなところで、知的障害についても配慮が必要だということをいろんな方から言っていただいて、研修などもしていただいているので、それを続けていただきたいなと思います。

それから、ヘルプカードができましたけれども、あれを見て、一番最後に頼るのは警察ではないかなと思います。一般の人が困ったときに、なかなか作業所とか市役所、区役所が閉まっているときなんかは、警察に頼ることが多いと思いますので、警察官の方に知的障害の理解をぜひ進めていただきたいと思っております。

それから、社会で生きる力を高める視点というのは、前に言ったところでございます。バリアフリー社会の実現につきましては、医療機関とか行政窓口での意思疎通支援を知的障害者にもお願いしたいということは、前回も申しました。それから、今日のような公的委員会に知的障害の方がたくさん出席をさせていただけるようになっておりますが、支援者に対する財政的支援はございません。やはり知的な障害のある人にも、こういう場に参加していただくんでしたら、それは行政の責任において、支援者にも必要ではないかなと思っております。

課題3というところには、先ほども言いましたけれども、生涯学習ということで、スポーツとか芸術の活動についても、いろいろな施策をお願いしたいと思っております。パラリンピックがありますけれども、一部の選手だけのためではございませんので、裾野を広げるということで、身近なところでスポーツが楽しめるような、そういう場とか、それから指導者の配置をよろしくお願いいたします。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

ここでは、新たに知的障害者のこういう会議、委員会での同行支援者等のきちんとした責任ある配置というようなことが出ていまして、これは新しい提案だと思います。やはり知的障害者は意識、翻訳というのが会議参加に必要なということが長く言われていて、まだ実現しておりませんので、そういう新たな提案としてお伺いしたいと思います。

それでは、次に、笹川委員、お願いいたします。5分間大丈夫ですので、どうぞ。

○笹川委員 意見につきましては、文書で出しておりますので、もうここで改めて申し上げることはしません。この機会に、この素案に対する事務局の考え方を伺いたい。視覚障害者に関することは、一切載っていません。どういう形で視覚障害者に対する施策を推進するのか。冒頭で、障害者権利条約に基づくとか差別解消法に基づくとかということをやっているながら、権利条約の20条、21条には全く触れられていない。それから、差別解消法の中でも、今後、一番大きな問題になると思われそうです就労、その中で、東京都のⅢ類の試験の対象者に、活字出題に回答できる者ということがうたってあります。つまり、点字受験は認めないということですよ。これはどういうことか。

これまでも、私はこのことについては何度も発言してきています。そして就労の場合、問題になるのは通勤の問題、このことについても配慮してほしいということをお願いしてきました。視覚障害者が地域で生活するために、まず必要なのは移動の問題です。それから情報の問題です。こういったことが、この素案に全く入っていないというのはどういうことなのでしょう。

私は、今回この部会に来て、ただ皆さんが意見を発表する、それで終始しているんですね。議論は全くない。こんな会議、私は余り見たことないです。議論があって、その中から本物が出てくるんです。それをただ聞きました、それで終わりですね。これからの障害者福祉というのは本当に大きな問題です。そういうことが全く配慮されないで、こういう形ですと来て、素案ができました、いかがでしょうと。こんな障害者をばかにした話はないです。一体何を考えておられるのか、私は質問をさせていただきたい。意見発表じゃなくて、事務局の考え方を聞かせてください。

○松矢部会長 よろしいですか。それでは、一応、事務局のほうからお願いいたします。

○小川課長 笹川委員のご意見についてでございますが、まずもって意見書にお書きいただいたとおり、素案をお届けすることが大変遅くなりました。不愉快な思いをさせたことにつきましては、事務局の責任でございますので、深くおわびを申し上げたいと思います。

また、ご意見の内容につきましては、素案のほうに間に合わせることはできませんので、到底、ご納得いただけていないということはわかっておりますけれども、一部なりともご意見のご趣旨に沿った部分もあるかと思っておりますので、お許しをいただければ、少しばかりご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、障害者権利条約と障害者差別解消法についてでございますが、第1章の計画の基本的方向性という中で、諸法の基本理念について詳しく解説をさせていただきました。



東京都は、それらの理念をもとにして、障害者施策を計画的かつ総合的に推進していくべきであるという形の方針として書かせていただいたところでございます。

次に、同行援護の問題でございますが、同行援護が重要な事業であるということは認識をしております。国の基本方針におきましても、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障するということが掲げられておきまして、都も区市町村も成果目標の達成に必要なサービス量の見込みを定めて、計画的な整備を行うべきであるというふうに書かせていただいております。ご存じのとおり、同行援護につきましては、先ほど申し上げた訪問系サービスの一つでございますが、制度上は区市町村が当事者の必要に応じて支給決定を適正に行い給付していくべきものでございます。

また、サービス提供の見込み量につきましても、区市町村が現在の利用実績等に関する分析を行い、障害者等のサービスの利用に関する意向を踏まえ、心身の状況等も勘案しながら地域の実情を踏まえて設定することが適正であるということを書かせていただいております。これは5ページあたりに書かせていただいているところでございます。

次に、サービス等利用計画についてでございますが、こちらにつきましては、ほかの委員の皆様からも議論の中で何度も俎上に上げていただいて、皆様に大変ご心配をおかけしているということは十分に承知しております。このあたりは7ページのあたりで、地域生活を支える相談支援体制の整備という項目を設けまして、区市町村や都の役割と取り組みについて書かせていただいております。

また、最近の情報で素案の内容とはちょっと離れますけれども、国は暫定的ではございますが、区市町村みずからがサービス等利用計画を策定するという、いわゆる代替プランというものを認めていく方向での検討をしております。この情報につきましては、区市町村に説明会を設けましたところで適宜適切に情報提供を行い、サービス提供に支障のないような準備を進めるようお願いをしております。

次に、障害者雇用の問題ですが、第4回の専門部会で提出した資料の中に、都内の民間企業における雇用状況の推移についてお示しをしたところです。その中で、平成25年度では全国が1.76%、都が1.72%と、笹川委員からご指摘がありましたように、都が全国よりも低い状況にあるというご報告をさせていただきました。

同時に、企業の規模別の状況についてもご報告をいたしました。1,000人以上の大企業については1,370件で実雇用率が1.96%。50人から299人以下の中小企業においては1万3,268件で、実雇用率が0.96%と、約1%の差で中小企業のほうが悪いというふうな報告をさせていただきました。

ここからはあくまで推測にすぎませんが、大企業に比して中小企業が多く集積しているという東京都の産業構造が、都の全体の雇用率を低下させている方向に影響しているということも考えられると思います。

また、第3節の当たり前に働ける社会の実現という項目の中で、これまでの取り組みの状況や目的達成のための方策などについても記載させていただきました。

最後に、雇用促進法、差別解消法あるいは情報保障にかかわる部分につきましては、この中ではまだ記載できておりません。第4節のバリアフリー社会の実現の中で調整させていただきたいというふうに思っております。

おわびとともにご説明でございます。

- 松矢部会長 はい、ありがとうございました。それでは、各委員の説明と、それから笹川委員の説明、それに対する事務局の説明ということで、一応、8時5分まで来ましたので、ここから第1議題の素案の審議に入りたいと思います。時間的には、約15分間ぐらい割いて進めていきたいと思います。後半の福祉以外の分野についての意見もいただきたいと思いますので、8時20分あるいは25分ぐらいまで、15分から20分ぐらい、第1議題のほうの意見をいただきたいと思います。

じゃあ、素案についての各委員の意見を求めたいと思います。どうぞ。

- 佐田委員 障都連の佐田です。

素案の中のまず6ページのところなんですけど、障害福祉サービス等の必要見込み量ということで表記があるんですが、これもこの間、ずっと意見と言わせていただいているんですが、いわゆる地域間の格差がないようにしていくというのが、とても大事じゃないかなと思っています。それをやれるのは多分、東京都だというふうに思いますので、ちょっとそういう旨の記載をぜひ、盛り込んでいただけるといいかなと思っています。上のところの全国どこでもという、都内どこでも等しくサービスが受けられるようにというところに、「必要な支援を行っていく」ぐらいの、今後はぜひ入れていただけるといいかなと思っています。

それから、21ページなんですけど、これは本当に、今年、多分新しく書き加えていただいたんじゃないかと思うんですが、第1の障害児支援の充実の1の障害児支援に求められる役割のところの丸の三つ目のところなんですけど、これは一応、学齢期等の子供たちの、いわゆる放課後支援、余暇支援ということになると思うんですが、この旨の記載をぜひ、今、青年・成人期のところにも、そういう視点を持って書き加えていただけるといいなというふうに思っていますので、その点もちょっとご検討をしていただければと思っています。

それから、30ページのところなんですけど、サービスを担う人材の養成・確保というところなんですけど、多分、ここを確保するための一番大きなところは、この丸の三番目のところだと思っています。特に報酬問題については、今の報酬では多分、なかなか継続して本当にその仕事を続けていけるという状況ではないというのは、本当に皆さんご存じのとおりだと思っています。このところも、国に求めていくといっても、国がいつするかわかりません。幾つか介護報酬等の改定等の話は出ていると思うんですが、このあたりも、やっぱり都のもう少し独自性を出せる、そういった対応をしていけるような、そういう施策をぜひ盛り込んでいただけるように検討していただけるといいかなと思っています。

以上です。

○松矢部会長 はい、ありがとうございます。ほかにどうでしょう。

○小川課長 一個一個、ちゃんとできる部分についてはお話ししたいと思います。

○松矢部会長 そうですね。じゃあ、どうぞ、事務局のほうから。

○小川課長 佐田委員からのご意見につきましてでございます。

まず、1個目の地域間格差の是正の問題につきましては、前回もちろっとお話をしまして、今、実際には区市町村からのヒアリングをやっているところでございます。格差の是正という意味で、メニューについては統一のものが、当然ながら出されているわけなんですけれども、地域の中でどの程度の障害をお持ちの皆さんがどれぐらいいるのかというのは、区市町村それぞれにおいて差が出てくるわけでございますので、それを区市町村が適正に見込んだ上で、サービス見込み量をつくってくださいと。その全体をまとめたところで、都として広域的な調整をかけるというふうな仕組みになっておりますので、ヒアリングの中でもそういう話をしながら進めておりますということだけ、まずご報告をしたいと思います。

2点目の成人期の部分なんですけど、ここはちょっと項目が障害児の項目の部分でありますので、むしろそれは後半の、先ほどちらっとございましたけれども、スポーツ、芸術、文化みたいなあたりのほうに……。

○佐田委員 そういう意味ではなくて、このいわゆる余暇支援の問題については、恐らく一番最初の地域におけるサービス提供体制の整備というところにも、どちらかというところにも、きちんと盛り込む必要があるんじゃないかと。特に、子供のだけではなくて、いわゆる大人のところのいわゆる余暇支援という視点も、ぜひ入れてほしいと。これは本当に今、各地でいろいろな取り組みが起こっているということでの、そういうのを後押しするとか支援するということでのことですので、そういう意味で捉えていただければ。

○小川課長 わかりました。ただ、現行の制度にない部分でございますので、ちょっとまずはお話をお聞かせいただくということで、きょうは勘弁していただきたいと思っております。

3点目は報酬問題なんですけれども、これは基本的に、障害福祉サービスにつきましては、国が義務的に経費を持つ部分でございますので、その報酬の中で事業が運営されていくというのが基本だと都では考えております。その旨、国に要求もさせていただいておりますので、いきなり都加算でやるという話になりますと、国のほうの財政規律も緩みますし、都のほうの財政規律はむちゃくちゃになってしまうということになりますので、基本的には国の報酬をきちんと、事業が安定的に運営できる報酬にまで引き上げていただくというのが都のスタンスであるということだけ、ご説明を申し上げたいと思っております。

失礼しました、以上です。

○松矢部会長 それでは、加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 ご質問とご意見を申し上げます。きょう配られました資料3の13ページの一番末尾から14ページに、入所施設の定員に対する考え方の問題で、中段のところにいろいろ話があって、「以上のような状況から、東京都においては入所施設定員7,344人を超えないこれまでの計画の目標を継続し」と書いてありますけど、この問題について、現実と乖離しているのではないかという観点から、私は1点ご質問しながら意見を申し上げたいと思います。

このことについては、お手元にあります現行第3期東京都障害者福祉計画に相当部分があるわけですが、それが53ページにあります。ちょっとごらんいただきたいと思うんですが。

この下のところにグラフが出ていまして、入所施設定員数の推移というところで、一番左端の7,344というのが、入所施設の定員として、3年前の計画目標としてあるわけです。

3年前策定の第3期計画書で黄色く空欄になっている所にあてはまる数字は、前回、前々回の会議で資料が配られております。その資料はきょうはありませんけれども、具体的に申し上げれば、24年度でいいますと、7,374人で30人オーバー、それから25年度は7,413人で69人オーバーといずれも計画目標を上回っています。そういう実情に今、なっているわけです。要するに、今回、この7,344という数字でいくとすれば、2期連続して数字を変えない、しかし、現実には定員が一向に減っていない、むしろオーバーしているという、そういう実情があるわけです。

それとの関連で、1点、私は前回もご質問しましたけれども。「地域生活への移行」ということがありまして、その数字も2,200人が目標というふうになっているわけですが、現実には1,200人ということで、約1,000人近くが、残念ながら移行していないという実態があるということは、前回お話をさせていただきました。そういうようなことから、この数字というのは、ちょっと現実と乖離しているのではないかというふうに私は考えます。

そこで、この53ページの中段、三つ目の丸にありますけれども、「入所施設定員数のあり方については、引き続き検討を進める必要があります、そのためには今後これまでの実績を踏まえて、入所待機者の実態について、区市町村と連携して把握する必要があります」というふうに、前回の計画では書いてあります。

この実態把握というのは、最終的にはどのような実態になったのでしょうか。その点を1点教えていただきたいと思います。

○松矢部会長 よろしいですか。

○小川課長 まず、ご指摘の点でございます。なぜ7,344なのかというところが、まず根っこになると思います。第3期の計画の折には、計画の策定の方針の中で、平成17年10月が7,344という数字になっていると思いますけれども、ここを基準とするということが書かれておりましたので、7,344の数字の根っこはここにあるとい

うことをごさいます。3期につきましては、この数字を使わせていただいて、これ以上ふえないようにしますという内容をごさいます。

第4期につきましても、実は国の指針のほうでは、入所施設に入っている方については、4%以上削減せよというのが方針になっております。もっと削減しろというものでございすけれども、実際には入所施設に対する待機をされている方、あるいはニーズがあるというところを踏まえまして、この数字については、国の方針とは違うんですけども、都として維持していきたいという方向で、7, 344という数字を維持しているところをごさいます。

実績として、これよりも多いじゃないかというのは、もうそのとおりでございまして、実際、この間におきましても、真に必要なということで、入所施設の空白の期間につきましても、入所施設をつくることを認めてきております。というふうなところもございまして、ふえているという実態があるというふうにご理解いただきたいと思ひます。

それとは別に、大きな流れ、方向性といったしましては、委員からご指摘のとおり、地域移行というのが大きな目標でございすので、地域移行を進めていく。地域移行を進めていくために、地域でお暮らしいただけるように、グループホームの整備やショートステイの整備というのもふやしていこう。在宅サービスについても、きちんと充実をしていこうと。それでもって地域の生活を支えていって、地域移行ができるようにしていこうというふうな考え方で、一応、この計画素案を書かせていただいているという状況でございす。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○加藤委員 いや、実態を。ここに書かれている実態調査というのをされたんだと思ひますので、その報告をお願いいたします。

○小川課長 区市町村のほうにヒアリングという形でさせていただいて、減っていないという状況を把握しているところをごさいます。その数字として、今、把握した7, 344よりも多いということをご報告さしあげたという状況でございす。

○加藤委員 ちょっとすみません。一人だけ長くなって申しわけない。端的にお話しします。

そういう数字をつかまえるという意味じゃないんじゃないんですか、ここに書かれていることは。そのあり方をどうしたらいいのか、どういう実態が地域でそれぞれあるからという、その実情を把握した上で、この施設定員の目標というものが設定をされるという、そういうことじゃないんでしょうか。

それと、何度も私、申し上げますように、地域生活移行を全く否定しているものではありません。ただ、現実に施設の中でなければならぬという障害を持っている方もいるという現実もあるという、これは釈迦に説法で、十分ご承知のことだとは思ひますけれども、その上に立っての私の質問です。

それと、先ほど笹川委員からもお話がありましたけれども、非常に福祉の計画、膨大な内容の中で、いろいろな質問を、本当は実態がどうなのかというのを承知した上で本当は発言したいんですが、そうもなかなかいかないんで、今、端的にこのところをちょっとお聞きしたんで。課長の今のお答えの認識はちょっと違うんじゃないでしょうか、この計画に書かれていることと。そういう意味なんですか、ここに書いてあることは。

○小川課長 お話のとおり、何が何でも地域移行などという考え方を持っているわけでは、もちろんございません。ただ、地域でお暮らしいただけるといのが理念のほうにも書かせていただいている、東京都の大きな目標でありますので、その方向で施策を進めさせていただいているというところでございます。

委員からご指摘のありました、何を実態と呼ぶのかという部分につきましては、申しわけありません、今ちょっとご説明できる内容がございません。

○加藤委員 じゃあ、まとめてお話しします。

本当は、その実態というのを承知した上で発言したかったんですけどけれども、結論的に私申し上げますと、こういうことで数字的にも長きにわたって、現実の実態というのがなかなかこの目標に届いていないという実態が、地域移行のほうもそうですし、あるわけなので、その点は、今、課長がおっしゃったように、国の基準よりもさらにいい条件で東京都としては努力していくよということで目標を立てていらっしゃるわけですから、そのことを今回、より現実に近い形に変えた目標にさせていただくということが、私は必要なのではないだろうかというふうに思います。結論的には一つ。

それから、先ほど来申し上げている、実態把握の必要がありますというのは、今回の素案の中には全く触れられてませんけれども、やはりこういう文言というのは触れることによって、絶えず実態を把握して、現実に、実際に目標を達成できるような状況をつくり出していくということをや心をかける必要があるのではないかとこのように思います。

今回の素案は、今日提案されている14ページの内容ですけれども、いろいろ書いてあって、以上のような状況からというふうにまとめる的に書いてありますけれども、どうしてこういう、以上のような状況から今回も目標値が変わらないのよというふうに結論が出てくるのか、正直わかりませんでした。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。それでは、ここで第1の議題についての時間が来ておりますので、第2のほうのその他の、2番目の柱でございます福祉以外の分野についてということで、資料としては先ほど事務局のほうから説明がございましたけれども、こちらの部分についての意見がありましたら、とりたいと思います。どうぞ。

○柴田委員 福祉以外のということになりますかどうか。10ページで、移動支援が地域生活支援事業に含まれてはいるんですが、自立支援法の前の支援費制度の時代は、これは現在でいう訪問系サービスの一部であったわけです。自立支援法で地域生活支援事業の中にされているわけですが、地域で暮らす場合には、知的障害関係では重要な制度で

すので、特段に強化をするような記述をお願いします。

その次に、権利擁護のところですが、成年後見制度は権利擁護のために大事な施策ではありますが、現在は、補助・保佐・後見という三つの類型がある中で、成年後見類型というものが特別に多いわけですね。85%がそれになっていて、知的障害関係でも、かなり障害の軽い人でも後見類型にされているという問題があります。

障害者権利条約では、特に後見類型については非常に厳しい批判がされています。本人の権利を剥奪した上で後見人が決定するという仕組みですので。これについては、もともとは非常に障害の重い、意思表示が極めて難しい方を想定した制度であるはずなのに、運用の中では安易に、補助とか保佐を検討しないで、成年後見類型を初めから適用するというような実態があります。

そういう点で、単純に利用促進とは言い切れないところがありますので、その点を踏まえて、適正な運用ということを加えていただきたいと思います。それが2点目です。

その次に、災害時要援護者対策のところ、要援護者名簿として国のモデルで、ある市町村の例として、療育手帳の重度の人、身体手帳の1度、2度、精神の1度、2度だけというのが示されているんですね。そうしなさいと国が言っているわけではないんですが、ほとんどの市町村がそれをまねして作成しています。

しかし、実際に災害が発生しますと、比較的障害の軽い人、特に知的障害の3度、4度の人たちも、ふだんとは違う状況に陥るものですから、さまざまな支援が必要になってきます。この要援護者名簿の中に、手を挙げる人だけということでもいいかもしれませんが、障害の軽い人も入れるように検討していただきたいと思います。それからヘルプカードの活用について、非常に重要なシステムでありますので、これも加えていただきたいと思います。

○松矢部会長 はい、どうぞ、大塚委員。

○小川課長 先によろしいですか。

○松矢部会長 はい。じゃあ、どうぞ。

○小川課長 柴田委員のご意見についてです。

まず、移動支援の問題なんですけれども、移動支援について実際は使い勝手が悪いであるとか、あるいは利用したいときに利用できないだとかという苦情とかご要望が強いというところは、我々も認識をしております。地域生活支援事業の補助の事業のほうに入っておりますが、皆様のご要望としては、これはいわゆる個別給付のほうで対応すべきではないのかなという内容だと思います。これは、残念ながら国の制度でございまして、国にはその情報をお伝えしていくという形で考えて、今もそれはお伝えしているという状況でございまして。

次に、成年後見制度の利用促進のところは、まずは利用促進をしていただいているところは共通の認識だというふうに思っております。ただ、その運用の中身については、制度そのものの中身、法制度の中になりますので、ちょっと書きぶりとしてどこま

で書けるのか、踏み込んで書けるのかは難しいところだということ、ご理解を賜りたいと思います。

あと、災害時要配慮者の名簿の問題、これは導入されたときにもプライバシーの問題とかがありまして、非常に議論があったところなんでございますが、資料のほうにも書いてあるとおり、名簿に掲載する者の範囲については、区市町村のほうで定めていくんだということになっておりますので、そこは幅広く地域の中でご議論をいただいて、中には私はと言う人もいるかもしれませんが、一律に線を引くというよりも、地域で合意形成をした上で、じゃあここまでを範囲にしましょうというふうにやっていただければというふうに思います。

あと、ヘルプカードにつきましては、これまでも都のほうで区市町村のほうに促進を働きかけてまいりまして、ほぼほぼ、島を除いたところでは、各区市町村でつくっていただけるかなというあたりまで来ております。あとは、これを区市町村のほうで、どう活用していただけるのかという段階だということだけご報告をしておきたいと思います。

以上です。

○松矢部会長 それじゃあ、大塚委員、どうぞ。

○大塚委員 大塚です。先ほどの障害福祉以外の分野ということでの説明で、資料の6で、東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）の策定というものご説明がありましたけれども、国の指針においても、子育て支援に係る施策との連携を障害者福祉計画などにきちんと位置づけなさいと。

例えば、障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法に基づく子育て支援施策と緊密な連携を図るとか、母子保健施策との緊密な連携を図るとか、あるいは都道府県と市町村の障害児支援を担当する部局と、子育て支援の担当部局がきちんと連携しながら支援する体制を構築するということが書かれています。

この二つの観点からいうと、つくられた計画素案の21ページの、1の障害児支援に求められる役割の二つ目の丸で、保育・教育等との連携というのを書かれているんですけども、具体的に先ほどの子供・子育て支援事業支援計画との関係であるとか、あるいは、もう少し関係部局との相互の連携による支援とかということについては、どこかに書かれているのでしょうか。そういうものがあつたほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○松矢部会長 はい、どうぞ。事務局、どうしますかね。そこを書き加えていくかどうかですね。

○小川課長 大塚先生、ベースは国のほうから提示されました、あり方の検討会の中の内容等を踏まえまして書かせていただいている部分でございますので、その方向性を踏まえて、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○松矢部会長 ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。



○小倉委員 小倉です。保健医療計画、資料4の3ページの左側の第6節の障害者施策という中の二つ目のところに、重症心身障害児（者）の在宅での療育体制の充実というのが書かれているのですけれども、この事項と、素案の中の19ページの一番上のところに書いていただいているところと、ちょっと関係するところなんですけれども。

介護保険におけます療養通所介護事業所というところが、この障害のほうの施策の事業をあわせて実施する事業所として認定を受けた場合に、いわゆる重症心身障害児あるいは者の方々に医療ニーズの高い方に関して、積極的な通所支援、あるいはその場での泊まりといったような事業を実施していただきまして、そこでは、この保健医療計画の中にも書かれています、いわゆる療育支援という、医療の側からのいろいろな療育・発達支援というものでとても成果を上げていることを、他県でのいろいろな取り組みの中から見聞きしております。

残念なんですけれども、東京都におきましては、この介護保険の中での療養通所介護事業所というのがほとんどできては消え、できては消えという状況で、医療依存度の高い成人の方々、人工呼吸器をつけた難病の方などもそうなんですけれども、その方々も通所として利用できず、また、小児難病で先ほど重心の方々のほうからも話がありましたけれども、呼吸器をつけている方々など医療依存度の高い方々が通所をして、そこで体の安全を守られ、かつ成長発達を促されるというサービスが、東京ではほとんど利用できない状況にあります。

ですので、この素案の中にレスパイトとかご家族の介護負担の軽減という意味からも、通所等の支援は必要なんですけれども、それに加えて、この保健医療計画のほうにも書かれていますように、より積極的な意味での療育・発達支援。それから、先ほど余暇の支援ということもあったかと思えますし、それを社会参加という言い方にする場合もあるかと思うんですけれども、そういった意味でも通所の施設の整備ということで、その中で、かつ他制度になりますけれども、介護保険の中で、その事業所が同じように障害の施策の事業所となったときに大変な効果を上げていますので、そういったことについての方向性についても、何らかの形でお示しいただけたらと思いました。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

○小川課長 小倉委員の、ちょっと私も勉強不足で恐縮ですが、介護保険の施設ということとありますと、原則、対象は65歳以上ということなんですか。

○小倉委員 いえ、介護保険の施設の療養介護通所の事業所で、同じように障害のほうでの事業を実施する事業所として認定を受けることができまして、何年からでしたっけ、ちょっと今、私手元に細かくはないんですけれども、具体的に言いますと児童発達支援ですとか、放課後等デイサービスとか、そういったものをその療養通所介護事業所で実施することができる等となっています。それが、他県で本当に成果を上げていらっしゃるんですね。とてもうらやましいです。

そこで若年の、介護保険に該当しない難病等の方々も通所ができるということであれば、医療依存の高い方が安全に、安心して在宅生活を継続するということに寄与するということと、加えましてそこで泊まりができるということで、介護保険のほうでは療養通所介護事業所での泊まりは制度としてはないんですけれども、障害のほうではたしか組み合わせでできたように記憶しておりまして、そうしますと、日ごろ通っている、通所した先でお泊まりが必要なときにはできて、それはご本人にもご家族にもご負担が少なく、いわゆる事前の申し込みでのショートステイの入所とかとはまた違った形でニーズを満たすことができるので、非常に重要な事業ではないかと思っております。

○小川課長 わかりました。

○松矢部会長 じゃあ、それは具体的に資料を提供していただくということによろしいですか。

○小倉委員 はい、わかりました。

○松矢部会長 はい、それじゃあ越智委員、どうぞ。

○越智委員 東京都聴覚障害者連盟の越智でございます。そのほかについて意見を申し述べる前に、素案について一言申し上げたいと思っております。

拝見をしまして、いろいろと申し上げたいことがありますし、心情的には笹川委員のお気持ちに近いところを持っておりますが、ただ、さっきの会議で小川さんがおっしゃっていた地域格差を解消するためには、区市町村、都道府県レベルでは限度があるということ、国レベルでの整備が必要というご意見も理解ができます。今後、例えば国レベルで情報・コミュニケーション法ですとか手話言語法を進めて現在おりますので、その法整備に集中をして見ていきたいと思っております。

それとは別にしまして、この中で資料の5につきましてなんですが、福祉のまちづくりというところで、私も委員として参加をしております。その委員の中で、フランチャイズ関係の団体の代表の方も参加をしておられまして、その方のお話の中で、例えば同じチェーン店で、例えばコンビニなどにつきまして、地域支援を考えているというお話、あり方としては、例えば駆け込み寺みたいな支援も考えられるというような説明をいただいたときがありました。

先ほどの矢野委員のお話の中でも、いざというときに警察以外には頼るところがないというお話が出されましたけれども、東京はたくさんの店がある場所であります。そういうような民間の支援も、今後計画の中では取り入れていくべきではないかなと思っております。言い方としましては、民間の社会資源を活用する、内容も計画の中に盛り込んでいけばよろしいのではないかと思います。いかがなものでしょうか。

○松矢部会長 はい、ありがとうございます。今のことについて、矢野委員、何かございますか。越智委員の意見に対して。

○矢野委員 私は、警察しか頼るところがないと言ったわけではございませんで、一番最後の砦としては警察官の理解だろうなということをおっしゃりました。私たちの団体のほ

うでも、このまちづくりのほうに委員を出させていただいております。今は交通事業者とかコンビニ、そういうところの方たちも大変、知的障害の方に対する支援というか、その特性について学びたいということをしていただいで、大変感謝しております。

以上です。

○松矢部会長 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○佐田委員 障都連の佐田です。二つほど意見を述べたいと思っていますが。

一つは、23ページの児童・生徒一人一人に応じた教育の推進というところなんですが、特に教育環境の整備というのは、もう待ったなしなのではないかなと思っています。私はことしの教室の不足を一応計算したんですが、ことしは750教室不足しています。この前の議会で教育長が答弁したときには、470教室は一応整備するということでは言われているんですが、これだと追いつかないんですね。そういった点では、これは本当に人権の問題にもなるんじゃないかと。通常の学校であつたらもうあり得ないことが、いわゆる障害のある子供たちのところで起きているということ自体、早急にやっぱり改善していくという方向をとる必要があるんじゃないかなと思っています。そのことが1点です。

それから、あとまちづくりにも災害時にも、教育にとっても結構大事なんじゃないかなと思っていますことなんですが、小中学校のやっぱりバリアフリー化、高校も含めてだと思ふんですが、バリアフリー化をもっと積極的に進めていく必要があるんじゃないかと。特に災害時のときは、大体地域の小中学校が避難所になっていくと思うんですが、ここは相当やっぱりあれですよ、バリアフリーじゃなくてバリア化になっていますので、そういった点では、いざというときに使えないということにもなりますし。

教育の面でいうと、やっぱり障害のある子供たちを受け入れるということになれば、それなりに必要な多機能のトイレとか、それからエレベーターとか、そういったものが必要になってくるのではないかなと思っていますが、そういった点でもぜひ、この点も少し検討していただいで、これは本当に福祉保健局だけでできる話ではありませんので、本当にいわゆる関係するところで話を進めていただけるといいかなと思っています。

以上です。

○松矢部会長 それでは、柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 教育のところなんですが、特別支援学校のことは今おっしゃったとおりだと思います。そのほかに、東京都教育委員会は、特別支援教室という、それぞれの小中学校の中で、特別な支援を必要とする子供たちの新たな仕組みをつくらうとしています。これは非常に重要な仕組みだと思われまふ。東京都独自のやり方のように。普通学校における比較的軽い知的障害、あるいは発達障害の子供たちへの個別的な支援の充実についても触れていただきたいと思ふまふ。

○松矢部会長 では、事務局、どうぞ。

○小川課長 まず、越智委員からのお話がありましたように、民間も協力を求めていくべ

きではないかという話だったと思います。当然ながら、社会の中で高齢者も子供も障害者も、みんなが共生していける社会をつくっていくというのが大きな目標でございますので、その中には当然行政であったり企業であったり、いろいろな方々が同じような方向性を持って協力してやっていっていただけるというのが原則になってくるというふうには思っております。そういう理解がどこまで行くのかというのは、またわからないんですけども、方向性としては、みんなで社会をそういう社会に変えていこうというものだというふうに認識をしております。

二つ目の、学校等の耐震化というか、バリアフリー化だったと思います。都のほうでは、東京都の建築安全条例であるとか、もちろんバリアフリー条例であるとか、あるいは区市町村独自に持っておりますバリアフリー条例とかというものに基づきまして、建築整備を進めていっているところでございます。災害はいつ来るかわからないので、早急にやるべきだというご意見は、そのとおりだとは思いますが、そもそも既存の建物について改造を加えるとなると、いわゆる建物の構造上の問題であるとか、いろいろな問題が発生してくる部分だと思っております。なので、大規模改修であるとか建てかえであるとかというときには、基本的に現行法令に基づいてきちんとバリアフリーにしていくと。それプラスアルファできるところはやっていくという形になるのかなというふうに、現時点では思っております。

それから、柴田委員の特別支援教室の話につきましては、ちょっと私、専門ではございませんので、教育分野のほうにお伝えしておきたいということでお許しいただきたいと思っております。

○松矢部会長 はい、どうぞ。

○小澤委員 小澤ですけれども。私、ちょっといろいろ考えていたんですが、正直言います、加藤委員と笹川委員のご意見に関しましては私、深刻にやっぱり受けとめております。

それで、私は副部長という立場なので、実は今それで、この目次と構成を改めて見て、実は極めて重要な事項が落ちているということに気がついたんですね。というのは、今回、PDCAサイクルを導入するという、最も重要な柱立てが障害福祉計画の、はっきり言うと指針の要でしたよね。そうだとしたら、これを例えば1章か、あるいは3章、要するに新3章かはわからないんですけど、やっぱり施策のモニターとそれから評価、このシステムをきちんと書かないとだめかなと。過去の計画も実はあるんですよ。あるんですけど、PDCAという考え方を出されてないし、施策のモニターとか評価という考え方も、要するにそんなに書かれてないんですね、1行か2行かで。今回の計画の目玉というのは、もうそこに尽きているんですね。なので、正直にいいまして、今から根本的な議論をしても、多分、通常考えると時間切れだろうというふうに当然考えるわけです。そうだとしたら、この話は当然ですが継続的に、やっぱり点検・評価をする仕組みをきちんと示すというのは全く重要なことかなと。

特に、加藤委員のご指摘はそのとおりだと思うんです、正直言いまして。従来、このような途中でなぜこの数字なのかと、どうしてなのかと、どういう背景なのかと。本来、計画というのはそういう分析をした上でやっぱり提案するものなんだけれども、毎回、もうこうなりましたという、そういう議論になるんです。だから、今回やっぱりP D C Aということを前提に置いているので、ここはやっぱりきっちり書くところをどこかに設けないといけないなということなんです。

あと、もう1点だけ申し上げますと、権利条約の話を書いていますけど、権利条約は実は今の話と非常に同じ構造があって、2年後にモニタリングレポートを書かなきゃいけないんです。それは国の仕事だと言って逃げることはできるんですけど、でも、東京都としてどう考えるかは、多分問われると思うんですよ、権利条約批准後2年間の間に。ということは、当然モニターの話になるので、この問題はやっぱりそういったことを書いておいて初めて、これは障害福祉計画になると私は思うんですね。

ちょっと最後、私は立場的に何か解決しないといけないかなと。別に東京都、事務局のほうの回答が余りクリアじゃないので、私もちょっと考えさせられたことだったので、ちょっと最後に一言発言させていただきました。

以上です。

○松矢部会長 はい、ありがとうございます。もう一方ぐらい、いらっしゃいますか。はい、斉藤さん、どうぞ。

○斉藤委員 都精連の斉藤です。

まず、初めに申し上げたいのは、精神障害者はほとんどの人が薬を飲んでます。それで、おくすり手帳を私はいただいて、シールを張っていただいて、飲んでる薬は全てそこに明記されているわけですが、自分はおくすり手帳が無料で配付されているんですけども、母もぐあいが悪くて病院に通ってしまして、母におくすり手帳持っているのと聞いたら、有料だから断ったというふうに言うんですね。もしかしたら、母は健常者だから、障害者じゃないからおくすり手帳が無料にならないのかどうか、ちょっとそのところはわからないんですけども、母もちょっと意固地なところがあるんですけども、生活が裕福ではないというところで断っているのかもしれないんですけども、おくすり手帳が全ての人に無料で配付されるようになったらいいなというふうに思います。

それで、もう一つは、精神障害者はお薬を飲んでるんですけども、いつ何が起こるか分からないということで、お薬を1日か二日分持ち歩いている人もいるんですけども、不安だということで全て、もらって所持している薬をいつも全てリュックに入れて、不安だから持ち歩いているという知り合いもいます。何かあったら困るからだというふうに言っていました。

それで、おくすり手帳を所持していて、それで震災とか何かがあったときに、そのおくすり手帳を提示することによって、お薬が速やかにいただけるような、そういう流れ

ができたらいというふうに思います。やはり、精神障害者はお薬を飲んでいて途絶えてしまうと、大体1週間もすれば、ぐあいに変化してきて悪い方向に行ってしまいます。それで、震災がたとえ起きた、起きないにこしたことはないんですけども、起きた場合、速やかにおくすり手帳の提示によってお薬がいただけるような、そういう流れになってほしいというふうに切に願います。

以上です。

○松矢部会長 はい、ありがとうございます。そろそろ時間が来ましたので、事務局のほうから、次回等の連絡をお願いしたいと思います。

○小川課長 本日は貴重なご意見を賜りまして、まことにありがとうございました。次回は第6回専門部会となります。年明けの1月26日月曜日の開催を予定しておりますが、年度末まで期限も限られているところ、協議会総会としての意見をまとめていく必要がございますので、次回につきましては総会の委員全員にお越しいただき、拡大方式による開催という形にさせていただきたいというふうに考えてございます。また、2月に入りまして5日の日に第3回の総会を開催して、協議会としての意見をまとめさせていただく予定で調整しているところでございます。

以上です。

○松矢部会長 一応、年度初めに立てた計画ということで、あと2回の委員会は全体委員会になります。一応、専門委員会単独の意見を詰めていくというのはきょうで終わってしまうのですが、私もなるべく意見は言いっ放しじゃなくて、入れるべきところは、書きぶりはなかなか難しいんですけども、工夫して反映できるように努めていくべきであろうというふうに考えております。

それで、1月はまとまった形の素案というか案が出てくるとは思いますが、その前に皆さん方が今までのご意見の中で、まだ言い足りなかった部分とか、あるいはもう少し構造化して、このところをこんなふうにあらわしたらどうかというようなご提言がありましたら、年内中に事務局のほうに出していただきたいと思います。

一応、事務局としては非常に大変な作業でありますけれども、我々正副委員長も、事務局とともに素案づくりをしていきたいと思っておりますので、ぜひ年内中に、そういうご意見がありましたら、事務局のほうに出していただけるとありがたいと思います。

時間が来ましたので、きょうのところはこれまでにいたしたいと思っておりますので、次回、26日になりますけれども、よろしく願いいたします。

○小川課長 ありがとうございます。

(午後8時57分 閉会)